令和４年４月１８日

審査申立人　藤　井　敦　子　殿

横浜第三検察審査会

議決の要旨について（送付）

貴殿の申立てにかかる事件について，当検察審査会がした議決の要旨は別添のとおりです。

令和４年横浜第三検察審査会審査事件（申立）第３号

申立書記載罪名　　虚偽診断書行使

検察官裁定罪名　　虚偽診断書行使

議決年月日　　令和４年４月１４日

議　決　の　要　旨

審査申立人

（氏名）　藤　井　敦　子

被疑者

（氏名）　作　田　　學

不起訴処分をした検察官

（官職氏名）横浜地方検察庁　検察官検事　岡　田　万佑子

上記被疑者に対する虚偽診断書行使被疑事件（横浜地方検察庁令和４年検第５４４号）につき，令和４年３月１５日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記申立人の申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議　決　の　趣　旨

本件不起訴処分は不当である。

議　決　の　理　由

１　本件の概要

被疑者は，医療機関に勤務していた医師であるが，平成２９年４月１９日付けで被疑者が作成した患者の診断書には，病名に「受動喫煙症レベルⅣ，化学物質過敏症」と記載していたにもかかわらず，平成３１年４月１６日，横浜地方裁判所で開廷された損害賠償請求事件の口頭弁論において，前記診断書の病名を「化学物質過敏症レベルⅣ，化学物質過敏症」と書き換えるなどして作成した虚偽の診断書を，情を知らない上記事件の原告ら代理人弁護士をして，同裁判所に対し，同診断書を真正な内容のものであるかのように装い提出した。

2　検察審査会の判断

被疑者は，患者を直接診察せず，当該患者の両親が持参した患者の委任状，患者の主訴を記載した書面及び別の医師の診断書等のみをもって，診断書を作成している。さらには，上記患者の症状の原因について詳細な記載をするなど，客観的な所見とは言えず，被疑者の作成した診断書は虚偽診断書に該当する。

当該患者らが横浜地方裁判所に提起した損害賠償請求事件の証拠として提出することまで被疑者が予見していたとまでは言えないものの，禁煙に関する一般財団法人の理事長という責任ある立場にありながら，影響力の大きい診断書を客観的な事実に基づかず作成したことは，関係者に与える影響が大きく責任は重大である。

よって，検察官に対し，再捜査，再検討を求めることが相当であり，議決の趣旨のとおりとする。

令和４年４月１４日

横浜第三検察審査会